

吉川市公式防災情報Twitter運用方針

1 目的

この運用方針は、市がTwitter社の提供するTwitterを利用して、市民等へ災害、防災、防犯等に関する情報の発信を行うに当たり、市が取得したアカウント（以下「市アカウント」という。）の運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 市アカウント名等

- (1) ソーシャルメディアサービス名：Twitter（以下「ツイッター」という。）
- (2) 市アカウント名：@yoshikawa_city
- (3) 市アカウントURL：http://twitter.com/yoshikawa_city
- (4) 市アカウントの名前：吉川市防災情報

3 市アカウント運用主体

埼玉県吉川市

4 市アカウント運用管理責任者

危機管理課長

5 投稿者

危機管理課職員及び災害時における広報担当職員

6 投稿内容

ツイッターに投稿する内容は、広く市民等へ情報発信する必要がある災害、防災、防犯等に関する情報とする。

7 投稿時間

市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市アカウント運用管理責任者が必要と認めるときは、この時間帯以外に投稿できるものとする。

8 リプライ、フォロー、リツイート等への対応

- (1) 市アカウントは、専ら情報発信専用とする。
- (2) 市アカウントからのリプライ（返信）及びフォロー（受信登録）は、行わないものとする。ただし、国、地方公共団体等の運営する認証済みアカウントへのリプライ及びフォローは、行うことができるものとする。
- (3) 市アカウントからのリツイート（引用）及びダイレクトメッセージは、行わないものとする。ただし、国、地方公共団体等の運営する認証済みアカウントのツイートのリツイートは、行うことができるものとする。
- (4) 市アカウントへのリプライ及びダイレクトメッセージの回答は、行わないものとする。

(5) 市アカウントへのフォローに対しては、ブロック（拒否）はしないものとする。ただし、市アカウントへの誹謗中傷及び公序良俗に反するリプライ又はダイレクトメッセージを繰り返し行うアカウントに対しては、事前の連絡なく、市アカウントからブロックすることができるものとする。

9 ツイッターアラートの使用

市は、災害や緊急事態の発生時にツイッターアラートを使用し、緊急情報を発信することができるものとする。

10 ハッシュタグの使用

市は、ツイッターを効率的に活用するため、必要に応じて、ハッシュタグを使用するものとする。

11 成りすまし等の防止

(1) 市ホームページに市アカウント名等を掲載するものとする。

(2) ツイッターのプロフィール欄に市アカウントの運営主体、投稿内容、運用方法、市ホームページのURL等を記載するものとする。

(3) 成りすまし等を発見したときは、市ホームページ等により、注意喚起を行うものとする。

12 ホームページとのリンク

ツイートに記載するリンクのリンク先は、市ホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体等が開設したホームページについては、リンク先とすることができるものとする。

13 著作権

(1) 市アカウントから発信する個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、市に帰属するものとする。

(2) 市アカウントから発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」等著作権法上認められた場合、ツイッターの公式機能として実装された「リツイート」機能を使用する等、転載の対象となるエントリ内容を改編せず、かつ、出所を明記する場合を除き、無断で複製し、又は転載することはできないものとする。

14 免責事項

(1) 市アカウントの投稿は、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではない。

(2) 市アカウントの投稿により生じた直接・間接的な損失について、市は一切責任を負わない。

(3) 市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直し、又はツイッターの運用を中止する場合がある。また、プロフィール、投稿内容等の変更又は削除を行う場合がある。

15 運用方針の周知

この運用方針については、市ホームページ等に掲載し、広く市民、ツイッター利用者等に周知するものとする。

16 補則

この運営方針に定めるもののほか必要な事項は、危機管理課長が別に定める。

17 適用日

この運用方針は、平成27年1月15日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成29年4月1日から適用する。